

弘前市と防衛省自衛隊青森地方協力本部との 地域を支える公共交通の人材確保に向けた連携協定書

弘前市（以下「甲」という。）と防衛省自衛隊青森地方協力本部（以下「乙」という。）は、地域社会に貢献することを目的に、市民等の重要な移動手段である公共交通の維持確保に必要不可欠な運行に係る人材の確保に向けて、相互に連携・協力して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

第1 連携・協力事項

甲と乙は、第2及び第3に掲げる事項について連携・協力する。この際、甲は、弘前市内を運行し、本協定に賛同する公共交通事業者（以下「公共交通事業者」という。）が第2及び第3に掲げる事項を円滑に取り組めるよう、連絡調整を行うものとする。

第2 公共交通事業における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援に関する取組

- (1) 公共交通事業者が、公共交通事業におけるキャリアパス、待遇、福利厚生等について、退職予定自衛官向けの採用に関する広報を積極的に行うこと。
- (2) 公共交通事業者が、本協定による取組を推進する観点から、公共交通事業者に再就職する退職予定自衛官について、通常の中途採用者と比較して、給与、労働時間、配属部署等の雇用条件について、可能な範囲で優遇措置を行うこと。
- (3) 退職予定自衛官の再就職以降の早期離職を防止する観点から、乙と公共交通事業者が協力して積極的なインターンシップの機会を設定すること。
- (4) 乙が、第1号の協力として、公共交通事業者に対して、無償による個別業種説明会、合同業種説明会等への招待を実施するほか、公共交通事業者に関して、弘前駐屯地内におけるパンフレット掲示、退職予定自衛官に対する積極的な企業紹介等を行うこと。
- (5) 乙が、第3号のインターンシップの活用を退職予定自衛官に促すとともに、インターンシップの実施にあたり、公共交通事業者と調整の上、インターンシップ実施計画を作成し、実施すること。

第3 自衛隊における人材確保の取組

- (1) 公共交通事業者が、乙によって提供された自衛官等の採用に関する情報について、情報掲示の場を無償で提供するなど、可能な範囲で協力すること。
- (2) 公共交通事業者が、自衛官等を志望する者等に関する情報を得た場合は、乙へ当該情報を提供するなど、乙の行う自衛官等の募集に関する取組に可能な範囲で協力すること。
- (3) 公共交通事業者が、乙の行う予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の制度の周知及び募集等に関する取組に可能な範囲で協力すること。
- (4) 公共交通事業者が、予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補たる従業員を雇用している場合、当該従業員が訓練等に出頭しやすい環境の構築に努めること。
- (5) 乙が、前各号の公共交通事業者が行う取組に必要な協力をすること。

第4 その他

- (1) 本協定は、令和6年4月8日から適用し、有効期間は令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示がないときは、本協定は更に同一条件で1年間更新され、以後も同様とする。
- (2) 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議して処理するものとする。
- (3) 乙の実務に関する事項並びに甲及び公共交通事業者との調整は、弘前駐屯地に所在する防衛省自衛隊青森地方協力本部援護課弘前地区援護センターが行う。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月8日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長

櫻田 宏

乙 青森県青森市大字長島一丁目3番5号

防衛省自衛隊青森地方協力本部 本部長

渡邊 雄一